

19 骨子案(山梨県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

| | |
|------|--|
| 関係省令 | 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第177号) |
|------|--|

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【障害者支援施設】 従＝従うべき基準、標＝標準とする基準、参＝参酌すべき基準(以下同じ)

| 基準 | 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 県の考え方 |
|-------|--------------------------------------|---|
| 参 | 定義(第2条) | <p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p> |
| 参 | 障害者支援施設の一般原則(第3条) | |
| 参 | 構造設備(第4条) | |
| 従 | 施設長の資格要件(第5条) | |
| 参 | 運営規程(第6条) | |
| 参 | 非常災害対策(第7条) | |
| 参 | 記録の整備(第8条) | |
| 標 | 規模(第9条) | |
| 従・参 | 設備の基準(第10条) | |
| 従・標 | 職員の配置の基準(第11条) | |
| 従 | 複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数(第12条) | |
| 従・標・参 | 従たる事業所を設置する場合における特例(第12条の2) | |
| 参 | サービス提供困難時の対応(第13条) | |
| 参 | 心身の状況等の把握(第14条) | |
| 参 | 障害福祉サービス事業者等との連携等(第15条) | |
| 参 | 障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第16条) | |
| 参 | 施設障害福祉サービスの取扱方針(第17条) | |
| 参 | 施設障害福祉サービス計画の作成等(第18条) | |
| 参 | サービス管理責任者の責務(第19条) | |
| 参 | 相談等(第20条) | |
| 従・参 | 介護(第21条) | |
| 従・参 | 訓練(第22条) | |
| 参 | 生産活動(第23条) | |
| 従 | 工賃の支払等(第24条) | |
| 参 | 実習の実施(第25条) | |
| 参 | 求職活動の支援等の実施(第26条) | |
| 参 | 職場への定着のための支援の実施(第27条) | |
| 参 | 就職状況の報告(第28条) | |
| 参 | 食事(第29条) | |
| 参 | 社会生活上の便宜の供与等(第30条) | |

| | |
|---|---------------------------|
| 参 | 健康管理（第31条） |
| 参 | 緊急時等の対応（第32条） |
| 従 | 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い（第33条） |
| 参 | 給付金として支払を受けた金銭の管理（第33条の2） |
| 参 | 施設長の責務（第34条） |
| 参 | 勤務体制の確保等（第35条） |
| 参 | 定員の遵守（第36条） |
| 参 | 衛生管理等（第37条） |
| 参 | 協力医療機関等（第38条） |
| 従 | 身体拘束等の禁止（第39条） |
| 従 | 秘密保持等（第40条） |
| 参 | 苦情解決（第41条） |
| 参 | 地域との連携等（第42条） |
| 従 | 事故発生時の対応（第43条） |
| 参 | 附則 |